

白岡市印鑑条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

印鑑登録証明書の交付申請において、オンライン上で手続きが完結できるシステムの導入に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第13条関係

オンライン上で印鑑登録証明書の交付申請をする際、マイナンバーカードに記載されている署名用電子証明書を使用することにより本人確認を行うことで、印鑑登録証の添付を要しないこととする。

この場合における印鑑登録証明書の交付については、郵送等により申請者に交付する。

また、所要の文言整理を行う。

(2) 第16条関係

オンライン上で手続きされる印鑑登録証明書の交付に係る郵送料については、白岡市手数料条例の定めるところによることを規定する。

3 施行期日

令和4年4月1日